

仕様書【病理検査機器一式】

項番	技術的要件
1 - 1	感染防止対策L型解剖台は、以下の要件を満たしていること。
1-1-1	本体外形寸法は、W2700～2910xD1800～2000xH750～950mm ±50mm程度であること。
1-1-2	本機器は感染症対策を施し、L型に配置した電動昇降式解剖台及び切出台のセパレート構造、もしくは一体式で構成されている機器であること。また、解剖台と切出台との隙間部をステンレス製の板で覆うことができる構造であること。
1-1-3	解剖台は、以下の要件を満たしていること。
1-1-4	本体外形寸法は、W2200xD800xH750～950mm ±50mm程度であること。
1-1-5	本体主要材質は、ステンレス製SUS304相当の耐久性及び耐蝕性を有する材質もしくはそれと同等以上のものであること。
1-1-6	本体臥床面は、フラット型天板構造もしくは、かまぼこ型天板構造であり、寸法はW1840～2000xD540～660mmxH80～120±50mm程度。各天板の厚みは1.5mm以上であること。
1-1-7	本体上面及び臥床面の表面は、光沢のある細かい目の仕上げを施していること。
1-1-8	側面部の表面は、光沢のある仕上げを施していること。
1-1-9	解剖台内部底面に排水口を有しており、排水口に向かって傾斜しこぼれた血液等が流れる構造であること。
1-1-10	給水口を設け解剖中の血液を常に排水口へと流すことができる構造であること。
1-1-11	給水口の水温調整は、ミキシングバルブによって温度調整ができる構造であること。
1-1-12	給水口バルブは、操作しやすい位置に設けていること。
1-1-13	昇降機能は電動4点ジャッキ方式、もしくは6点シリンダー方式であること。

項番	技術的要件
1-1-14	昇降装置は足元にあるフットスイッチ、もしくはフットセンサーにて操作できがえる構造であること。
1-1-15	器具置台（ナイロンホワイトボード付属）を1台以上設けていること。
1-1-16	ハンドシャワーを2個以上設けていること。また、ホースの長さは2m程度設けていること。
1-1-17	ハンドシャワーの水温調整は、ミキシングバルブによって温度調整ができる構造であること。
1-1-18	防水型ダブルコンセントを1個以上設けていること。
1-1-19	頭部受け及び取外し式頭部受け用トレイを設けている構造であること。
1-1-20	排気風量は2000CMH以上の1次側必要設備にて、供給を受けることができる構造であること。
1-1-21	切出台は以下の要件を満たしていること。
1-1-22	本体外形寸法は、W1800～2000xD660～710xH750～950mm±50mm程度であること。
1-1-23	本体主要材質は、ステンレス製SUS304相当の耐久性及び耐蝕性を有する材質もしくはそれと同等以上のものであること。
1-1-24	本体臥床面は、取外し式フラット天板構造（天板3枚以上）であり、寸法はW950～1120xD550xH120mm±50mm程度。厚みは1.5mm以上であること。
1-1-25	本体上面及び臥床面の表面は、光沢のある細かい目の仕上げを施していること。
1-1-26	側面部の表面は、光沢のある仕上げを施していること。
1-1-27	流し台を1槽設けていること。
1-1-28	流し台外形寸法は、W640xD450xH250mm±50mm程度であること。

項番	技術的要件
1-1-29	流し台には、シングルレバー混合栓を1個以上及びオーバーフローを設けていること。
1-1-30	切出台及び流し台内部底面に排水口を有しており、排水口に向かって傾斜しこぼれた血液等が流れる構造であること。
1-1-31	給水口を設け切り出し中の血液を常に排水口へと流すことができる構造であること。
1-1-32	給水口の水温調整は、ミキシングバルブによって温度調整ができる構造であること。
1-1-33	給水口バルブは、操作しやすい位置に設けていること。
1-1-34	昇降機能は電動4点ジャッキ方式、もしくは6点シリンダー方式であること。
1-1-35	昇降装置は足元にあるフットスイッチ、もしくはフットセンサーにて操作できができる構造であること。
1-1-36	ハンドシャワーを1個以上設けていること。また、ホースの長さは2m程度設けていること。
1-1-37	ハンドシャワーの水温調整は、ミキシングバルブによって温度調整ができる構造であること。
1-1-38	防水型ダブルコンセントを1個以上設けていること。
1-1-39	排気風量は1000CMH以上の1次側必要設備にて、供給を受けることができる構造であること。
1-2	ラミナーフローユニットL型は、以下の要件を満たしていること。
1-2-1	本体外形寸法は、W2830～2910xD1930～2000xH450～600mm ±50mm程度であること。
1-2-2	本体主要材質は、ステンレス製SUS304相当の耐久性及び耐蝕性を有する材質もしくはそれと同等以上のものであること。

項番	技術的要件
1-2-3	HEPAフィルターを5枚以上もしくは、中性能フィルターを6枚以上設けていること。集塵効率 $\geq$ HEPAフィルターの場合 $0.3\mu\text{m}$ 以上にて99.99%以上の性能を持つこと。
1-2-4	差圧計によって庫内静圧を管理できる構造を設けていること。
1-2-5	LED照明灯を5灯以上設けていること。
1-2-6	LED照明灯は、昼光色（6500K）であり、広範囲発光は350度、定格寿命は40000時間以上のLEDであること。
1-2-7	均一風量に調整を図るためにバッフル整流板を設けていること。もしくは、ハニカム構造であること。
1-2-8	室内壁面スイッチ経由にLED照明灯をON/OFF管理できる構造を設けていること。
1-2-9	給気風量は解剖台側1800CMH以上、切出台側900CMH以上の1次側必要設備にて、供給を受けることができる構造であること。
1-3	排気フード型臓器固定槽は、以下の要件を満たしていること。
1-3-1	本体外形寸法は、W1500x750xH850/2250mm ±50mm（ダクト部分を除く）程度であること。
1-3-2	本体主要材質は、ステンレス製SUS304相当の耐久性及び耐蝕性を有する材質もしくはそれと同等以上のものであること。
1-3-3	本機器は、臓器固定槽及び排気フード型で構成されていること。
1-3-4	臓器固定槽は、以下の要件を満たしていること。
1-3-5	本体外形寸法は、W1500xD750xH850mm±50mm程度であること。
1-3-6	切り出し流し台及び臓器固定槽を設けている構造であること。

項番	技術的要件
1-3-7	切り出し流し台の外形寸法は、W900xD500XH100/400mm±50mm程度であること。
1-3-8	水切り板を1枚以上設けていること。
1-3-9	シングルハンドレバー混合栓を1個以上設けていること。
1-3-10	排水口を1個以上設けていること。また、排水口はトラップ付きであること。
1-3-11	オーバーフローを1個以上設けていること。
1-3-12	臓器固定槽の外形寸法は、W300xD300XH300mm±50mm程度であること。
1-3-13	フタを1枚設けていること。
1-3-14	給水口及び給水バルブを設けている構造であること。
1-3-15	排水口及び三方バルブを設け排水と廃液とでわけて排水が行える構造であること。もしくはホルマリン排水をポンプで廃液タンクへ送液できること。
1-3-16	オーバーフローを1個以上設けていること。
1-3-17	40x40mm脚とボールアジャスターを6セット以上設けていること。
1-3-18	観音扉を1枚以上、本体下部に設けている構造であること。また、庫内は排気口を設けている構造であること。
1-3-19	排気フードは、以下の要件を満たしていること。
1-3-20	排気フードの外形寸法は、W1500xD750xH1400mm±50mm程度であること。

項番	技術的要件
1-3-21	透明塩ビ樹脂製上下バランス扉を1枚設ける場合は、最大開口700mm±50mm程度及び制限開口400mm±50mm程度であること。
1-3-22	LED照明灯を1灯以上設けていること。
1-3-23	LED照明灯は、昼光色（6500K）であり、広範囲発光は350度、定格寿命は40000時間以上のLEDであること。
1-3-24	LED照明灯用及び排気ダクト運転用スイッチを支柱部に1個以上設けていること。
1-3-25	排気構造は背面、もしくは上部から排気ができる構造であること。
1-3-26	排気風量は1512CMH以上の1次側必要設備にて、供給を受けることができる構造であること。
1-3-27	厚生労働省が推奨する局所排気装置の原理（囲い型構造）による排気構造であること。
1-4	排気付きホルマリン保管庫は、以下の要件を満たしていること。
1-4-1	本体外形寸法はW600xD750xH1600～1800mm ±50mm（ダクト部分を除く）程度であること。
1-4-2	本体材質はステンレス製SUS304もしくはそれと同等以上のものであること。
1-4-3	扉の開閉方式は、以下の要件を満たす2段型構造であること。
1-4-4	上下段扉は、観音扉開閉方式であり、扉を開閉しなくても庫内の状況がわかるような構造であること。
1-4-5	上段外形寸法はW600xD750xH850mm±50mm程度であり、ステンレスSUS304製の落下防止バー付き可動式棚を2枚以上設けていること。
1-4-6	下段外形寸法はW600xD750xH800mm±50mm程度であり、床面とフラットになるように設置を行うことができる構造であること。

項番	技術的要件
1-4-7	下段庫内には、台車がスムーズに収納ができる構造であること。
1-4-8	給気口を設け陰圧にならないよう背面から排気できる構造であること。
1-4-9	取っ手を4か所以上設けていること。
1-4-10	鍵を2か所以上設けていること。
1-4-11	ホルマリン固定臓器やその他有機溶剤等を保管するための排気構造であること。
1-4-12	排気風量は240CMH以上であり、1次側必要設備にて供給を受けることができる構造であること。
1-4-13	リスクアセスメントを考量した設計であること。
1-5	換気装置付き臓器撮影装置は、以下の要件を満たしていること。
1-5-1	臓器撮影装置は、以下の要件を満たしていること。
1-5-2	照明にLEDランプを使った写真撮影装置で、標本を載せるステージは電動で上下し、その速度は可変できること。照明システムは、反射光撮影、透過光撮影、無影撮影に対応すること。また、クールでムラのない均一照明、色再現性が確かであること。
1-5-3	本体外形法は、W1380～1900xD830xH1515mm ±50mm程度であること。
1-5-4	反射光撮影時の被写体サイズは、515x364mm (B3判) ～36x24mm (35mm判) が撮影可能であること。
1-5-5	透過光撮影時の被写体サイズは、430x354mm (半切判) ～36x24mm (35mm判) が撮影可能であること。
1-5-6	カメラ取付部標準使用時の撮影距離範囲は、最短115mm、最長725mm±50mm程度であること。カメラ取付部180° 回転後使用時は、最短475mm、最長1085mm±50mm程度であること。

項番	技術的要件
1-5-7	カメラ取り付け部は、堅牢で、上下方向の移動はラックピニオン式で150mm以上、前後方向はスライド式で150mm以上の調整ができること。
1-5-8	標本を置くステージは防水構造であること。また、臓器標本から発生するホルムアルデヒドガスをステージ内で吸引し屋外に排出する装置が付属していること尚、その範囲はW450xD400X60mm以上をカバーし、標本から概ね130mmの位置でホルムアルデヒドガスの濃度を0.1ppm以下に抑えること。
1-5-9	ステージの上下動は、フットスイッチおよびハンドスイッチで操作できること。
1-5-10	タッチスイッチによるステージ部の速度を調整することが可能であること。
1-5-11	反射光照明器は、照明器は演色性がRa95以上のLEDランプを用い、均一照明の条件出しが簡単にできること。
1-5-12	透過光照明器は、ディフューザーによる均一照明ができる構造を設けていること。
1-5-13	室内照明器や外光の影響を防ぐ天蓋を備えていること。
1-5-14	撮影装置には標本の背景にする 青、緑、黒、白、ND(減光)のカラープレートを各1枚備えていること。また、標本を載せるガラス板の汚れを防ぐ透明シートを備えていること。
1-5-15	換気装置の排気は、ダクト等を使い屋外に排出すること。工事等は関係法令に則り、施工できる構造であること。
1-6	床埋込式デジタル遺体体重計は、以下の要件を満たしていること。
1-6-1	本体外形寸法は、W1800xD800xH150mm±50mm程度であること。
1-6-2	本体主要材質は、ステンレス製SUS304相当の耐久性及び耐蝕性を有する材質もしくはそれと同等以上のものであること。
1-6-3	床と同じ高さに本体を設け、ストレッチャーがスムーズに動作できるようにすること。
1-6-4	デジタルボックス表示計を設けていること。

項番	技術的要件
1-6-5	最大計量は、約200kg程度であること。
1-6-6	ストレッチャー等とご遺体の重量を含めて計算する場合、ストレッチャーの質量を引いて測定ができる構造を設けていること。
1-6-7	本体の上で計量物が何も載っていない状態時にワンタッチでゼロ調整ができる構造を設けていること。
1-7	遺体貯蔵庫専用ストレッチャーは、以下の要件を満たしていること。
1-7-1	本体外形寸法は、W2000～2100xD600xH300～1300mm±50mm程度であること。
1-7-2	本体主要材質は、ステンレス製SUS304相当の耐久性及び耐蝕性を有する材質もしくはそれと同等以上のものであること。
1-7-3	積載重量は約130kg程度であること。
1-7-4	キャスターは4輪自在でありストッパー付きであること。
1-7-5	昇降方式は足踏み式であること。
1-8	2体用遺体貯蔵庫は、以下の要件を満たしていること。
1-8-1	本体外形寸法は、W950xD2300xH2250mm±50mm（冷凍機部を含む）であること。
1-8-2	本体主要材質は、ステンレス製SUS304相当の耐久性及び耐蝕性を有する材質もしくはそれと同等以上のものであること。
1-8-3	収納体数は2体であること。

項番	技術的要件
1-8-4	片扉開閉方式の、扉構造であること。
1-8-5	ガラリを設け冷凍機が周囲に見えない構造であること。
1-8-6	扉には各々錠前及び取っ手が付属されていること。
1-8-7	庫内には、蛍光灯、殺菌灯を各1個以上設けていること。
1-8-8	デジタル温度計付操作盤を設けていること。
1-8-9	断熱材は、ウレタンフォームもしくは、それと同等以上のものであること。
1-8-10	扉周りには、ドアヒーターを内蔵させ結露防止対策を設けていること。
1-8-11	冷凍機は完全密閉型空冷式を設けていること。
1-8-12	庫内の温度制御及び霜取り機能は、自動制御であること。
1-8-13	庫内温度範囲は0～+5℃の範囲で行えるように管理ができる構造であること。
1-8-14	温度及び湿度（水分の保湿）ができる構造であること。
1-8-15	マイコン内蔵コントローラーを設けていること。
1-8-16	デジタルエラー表示によりトラブル箇所の診断が可能であること。
1-9	排気フード型切り出し流し台は、以下の要件を満たしていること。

項番	技術的要件
1-9-1	本体外形寸法は、W2400x750xH850/2250mm ±50mm（ダクト部分を除く）程度であること。
1-9-2	本体主要材質は、ステンレス製SUS304相当の耐久性及び耐蝕性を有する材質もしくはそれと同等以上のものであること。
1-9-3	本機器は、切り出し流し台及び排気フード型で構成されていること。
1-9-4	切り出し流し台は、以下の要件を満たしていること。
1-9-5	本体外形寸法は、W2400xD750xH850mm±50mm程度であること。
1-9-6	流し台、切り出し作業面及び廃液槽を設けている構造であること。
1-9-7	流し台の外形寸法は、W500xD500XH200mm±50mm程度を2槽設けている構造であること。
1-9-8	シングルハンドレバー混合栓を2個以上設けていること。
1-9-9	排水口を2個以上設けていること。また、排水口はトラップ付きであること。
1-9-10	オーバーフローを2個以上設けていること。
1-9-11	切り出し作業面の有効寸法は、W500mm±50mm程度であること。
1-9-12	廃液槽の外形寸法は、W200xD500xH150mm±50mm程度であること。
1-9-13	天板を1枚以上設けている構造であること。
1-9-14	廃液口を設けている構造であること。
1-9-15	ボールバルブを1個以上設け廃液ができる構造であること。

項番	技術的要件
1-9-16	40x40mm脚とボールアジャスターを6セット以上設けていること。
1-9-17	片扉を1枚以上、本体下部に設けている構造であること。また、庫内は排気口を設けている構造であること。
1-9-18	排気フードは、以下の要件を満たしていること。
1-9-19	排気フードの外形寸法は、W2400xD750xH1400mm±50mm程度であること。
1-9-20	透明塩ビ樹脂製上下バランス扉を1枚設ける場合は、最大開口700mm±50mm程度及び制限開口400mm±50mm程度であること。
1-9-21	LED照明灯を2灯以上設けていること。
1-9-22	LED照明灯は、昼光色（6500K）であり、広範囲発光は350度、定格寿命は40000時間以上のLEDであること。
1-9-23	LED照明灯用及び排気ダクト運転用スイッチを支柱部に1個以上設けていること。
1-9-24	排気構造は背面、もしくは上部から排気ができる構造であること。
1-9-25	排気風量は2484CMH以上の1次側必要設備にて、供給を受けることができる構造であること。
1-9-26	厚生労働省が推奨する局所排気装置の原理（囲い型構造）による排気構造であること。
1-10	ホルマリン保管庫は、以下の要件を満たしていること。
1-10-1	本体外形寸法はW650xD800xH1600～1800mm ±50mm（ダクト部分を除く）程度であること。
1-10-2	本体材質はステンレス製SUS304もしくはそれと同等以上のものであること。

項番	技術的要件
1-10-3	扉の開閉方式は、以下の要件を満たす2段型構造であること。
1-10-4	上下段扉は、観音扉開閉方式であり、扉を開閉しなくても庫内の状況がわかるような構造であること。
1-10-5	上段外形寸法はW600xD800xH800mm±50mm程度であり、ステンレスSUS304製の落下防止バー付き可動式棚を2枚以上設けていること。
1-10-6	下段外形寸法はW600xD800xH800mm±50mm程度であり、床面とフラットになるように設置を行うことができる構造であること。
1-10-7	下段庫内には、台車がスムーズに収納ができる構造であること。
1-10-8	給気口を設け陰圧にならないよう背面から排気できる構造であること。
1-10-9	取っ手を4か所以上設けていること。
1-10-10	鍵を2か所以上設けていること。
1-10-11	ホルマリン固定臓器やその他有機溶剤等を保管するための排気構造であること。
1-10-12	リスクアセスメントを考量した設計であること。
1-11	排気付きホルマリン分注器は、以下の要件を満たしていること。
1-11-1	本体外形寸法はW500xD600xH1600～1800mm ±50mm（ダクト部分を除く）程度であること。
1-11-2	本体材質はステンレス製SUS304もしくはそれと同等以上のものであること。
1-11-3	扉の開閉方式は、以下の要件を満たす2段型構造であること。

項番	技術的要件
1-11-4	上下段扉は、片扉開閉方式であり、扉を開閉しなくても庫内の状況がわかるような構造であること。
1-11-5	上段外形寸法はW500xD600xH1200mm±50mm程度であり、分注口及び作業面を設けている構造であること。
1-11-6	下段外形寸法はW500xD600xH800mm±50mm程度であること。
1-11-7	給気口を設け陰圧にならないよう背面から排気できる構造であること。
1-11-8	取っ手を2か所以上設けていること。
1-11-9	鍵を2か所以上設けていること。
1-11-10	下部ホルマリン液収納庫にホルマリンをセットできる構造であること。
1-11-11	給液用のスイッチ等でポンプによりホルマリン液が移送され分注口よりホルマリンを採取ができる構造であること。
1-11-12	ホルマリン採取の際、記録装置によりホルマリン使用量が表示される構造であること。
1-11-13	記録装置については採取したホルマリン量の計測、使用者、使用量の記録が可能であり、記録データ内容は別端末で閲覧可能であること。
1-11-14	排気風量は180CMH以上であり、1次側必要設備にて供給を受けることができる構造であること。
1-11-15	リスクアセスメントを考量した設計であること。
1-12	排気付きホルマリン保管庫は、以下の要件を満たしていること。
1-12-1	本体外形寸法はW900xD800xH1800mm ±50mm（ダクト部分を除く）程度であること。

項番	技術的要件
1-12-2	本体材質はステンレス製SUS304もしくはそれと同等以上のものであること。
1-12-3	扉の開閉方式は、以下の要件を満たす2段型構造であること。
1-12-4	上下段扉は、観音扉開閉方式であり、扉を開閉しなくても庫内の状況がわかるような構造であること。
1-12-5	上段外形寸法はW900xD800xH1200mm±50mm程度であり、ステンレスSUS304製の落下防止バー付き可動式棚を4枚以上設けていること。
1-12-6	下段外形寸法はW900xD800xH600mm±50mm程度であること。
1-12-7	給気口を設け陰圧にならないよう背面から排気できる構造であること。
1-12-8	取っ手を4か所以上設けていること。
1-12-9	鍵を2か所以上設けていること。
1-12-10	ホルマリン固定臓器やその他有機溶剤等を保管するための排気構造であること。
1-12-11	排気風量は240CMH以上であり、1次側必要設備にて供給を受けることができる構造であること。
1-12-12	リスクアセスメントを考量した設計であること。
1-13	排気フード型作業台(生検体処理用)は、以下の要件を満たしていること。
1-13-1	本体外形寸法は、W1000x800xH850/2250mm ±50mm（ダクト部分を除く）程度であること。
1-13-2	本体主要材質は、ステンレス製SUS304相当の耐久性及び耐蝕性を有する材質もしくはそれと同等以上のものであること。

項番	技術的要件
1-13-3	本機器は、生検体処理用作業台及び排気フード型で構成されていること。
1-13-4	生検体処理用作業台は、以下の要件を満たしていること。
1-13-5	本体外形寸法は、W1000xD800xH850mm±50mm程度であること。
1-13-6	作業面を設けていること。
1-13-7	引き出しを2個以上設けている構造であること。
1-13-8	40x40mm脚とボールアジャスターを4セット以上設けていること。
1-13-9	排気フードは、以下の要件を満たしていること。
1-13-10	排気フードの外形寸法は、W1000xD800xH1400mm±50mm程度であること。
1-13-11	透明塩ビ樹脂製上下バランス扉を1枚設ける場合は、最大開口700mm±50mm程度及び制限開口400mm±50mm程度であること。
1-13-12	LED照明灯を1灯以上設けていること。
1-13-13	LED照明灯は、昼光色（6500K）であり、広範囲発光は350度、定格寿命は40000時間以上のLEDであること。
1-13-14	LED照明灯用及び排気ダクト運転用スイッチを支柱部に1個以上設けていること。
1-13-15	排気構造は背面、もしくは上部から排気ができる構造であること。
1-13-16	排気風量は972CMH以上の1次側必要設備にて、供給を受けることができる構造であること。
1-13-17	厚生労働省が推奨する局所排気装置の原理（囲い型構造）による排気構造であること。

項番	技術的要件
1-14	換気装置付き臓器撮影装置は、以下の要件を満たしていること。
1-14-1	照明にＬＥＤランプを使った写真撮影装置で、標本を載せるステージは電動で上下し、その速度は可変できること。照明システムは、反射光撮影、透過光撮影、無影撮影に対応すること。また、クールでムラのない均一照明、色再現性が確かであること。
1-14-2	本体外形法は、W1380～1900xD830xH1515mm ±50mm程度であること。
1-14-3	反射光撮影時の被写体サイズは、515x364mm (B3判) ～36x24mm (35mm判) が撮影可能であること。
1-14-4	透過光撮影時の被写体サイズは、430x354mm（半切判）～36x24mm（35mm判）が撮影可能であること。
1-14-5	カメラ取付部標準使用時の撮影距離範囲は、最短115mm、最長725mm±50mm程度であること。カメラ取付部180°回転後使用時は、最短475mm、最長1085mm±50mm程度であること。
1-14-6	カメラ取り付け部は、堅牢で、上下方向の移動はラックピニオン式で150mm以上、前後方向はスライド式で150mm以上の調整ができること。
1-14-7	標本を置くステージは防水構造であること。また、臓器標本から発生するホルムアルデヒドガスをステージ内で吸引し屋外に排出する装置が付属していること尚、その範囲はW450xD400X60mm以上をカバーし、標本から概ね130mmの位置でホルムアルデヒドガスの濃度を0.1ppm以下に抑えること。
1-14-8	ステージの上下動は、フットスイッチおよびハンドスイッチで操作できること。
1-14-9	タッチスイッチによるステージ部の速度を調整することが可能であること。
1-14-10	反射光照明器は、照明器は演色性がRa95以上のＬＥＤランプを用い、均一照明の条件出しが簡単にできること。
1-14-11	透過光照明器は、ディフューザーによる均一照明ができる構造を設けていること。
1-14-12	室内照明器や外光の影響を防ぐ天蓋を備えていること。
1-14-13	撮影装置には標本の背景にする 青、緑、黒、白、ND(減光)のカラープレートを各1枚備えていること。また、標本を載せるガラス板の汚れを防ぐ透明シートを備えていること。

項番	技術的要件
1-14-14	換気装置の排気は、ダクト等を使い屋外に排出すること。工事等は関係法令に則り、施工できる構造であること。
1-15	ステンレス製流し台は、以下の要件を満たしていること。
1-15-1	本体外形寸法は、W1200xD700xH850/1150mm ±50mm（ダクト部分を除く）であること。
1-15-2	本体主要材質は、ステンレス製SUS304もしくはそれと同等以上のものであること。
1-15-3	流し台を1槽設けている構造であること。
1-15-4	流し台外形寸法は、W950xD550xH100mm±50mmであること。
1-15-5	2方向化学水栓を1個以上設けていること。
1-15-6	排水口を1個以上設けていること。また、排水口はトラップ付きであること。
1-15-7	バックガード部を設けている構造であること。
1-15-8	40x40mm脚とボールアジャスターを4セット以上設けている構造であること。
1-15-9	流し台下部に取り外し式すのこ型収納棚を設けている構造であること。
1-16	排気フード型作業台(封入用)は、以下の要件を満たしていること。
1-16-1	本体外形寸法は、W1500x850xH850/2250mm ±50mm（ダクト部分を除く）程度であること。

項番	技術的要件
1-16-2	本体主要材質は、ステンレス製SUS304相当の耐久性及び耐蝕性を有する材質もしくはそれと同等以上のものであること。
1-16-3	本機器は、封入作業台及び排気フード型で構成されていること。
1-16-4	封入作業台は、以下の要件を満たしていること。
1-16-5	本体外形寸法は、W1500xD850xH850mm±50mm程度であること。
1-16-6	作業面を設けていること。
1-16-7	引き出しを2個以上設けている構造であること。
1-16-8	40x40mm脚とボールアジャスターを4セット以上設けていること。
1-16-9	排気フードは、以下の要件を満たしていること。
1-16-10	排気フードの外形寸法は、W1500xD850xH1400mm±50mm程度であること。
1-16-11	透明塩ビ樹脂製上下バランス扉を1枚以上設け、最大開口700mm±50mm程度及び制限開口400mm±50mm程度であること。
1-16-12	LED照明灯を2灯以上設けていること。
1-16-13	LED照明灯は、昼光色（6500K）であり、広範囲発光は350度、定格寿命は40000時間以上のLEDであること。
1-16-14	LED照明灯用及び排気ダクト運転用スイッチを支柱部に1個以上設けていること。
1-16-15	排気構造は背面、もしくは上部から排気ができる構造であること。
1-16-16	排気風量は1404CMH以上の1次側必要設備にて、供給を受けることができる構造であること。

項番	技術的要件
1-16-17	厚生労働省が推奨する局所排気装置の原理（囲い型構造）による排気構造であること。
1-17	排気付き分注装置(キシレン廃液回収用)は、以下の要件を満たしていること。
1-17-1	本体外形寸法は、W500xD750xH1500～1800mm ±50mm（ダクト部分を除く）程度であること。
1-17-2	本体材質はステンレス製SUS304もしくはそれと同等以上のものであること。
1-17-3	扉の開閉方式は、以下の要件を満たす2段型構造であること。
1-17-4	上段扉は、ブラシャッター巻取り方式、もしくは開き戸の鍵付き構造であること。
1-17-5	上段外形寸法はW500xD750xH1000mm±50mm程度であり、廃液槽を設けている構造であること。
1-17-6	廃液槽外形寸法は、W300xD400xH150mm±50mm程度であること。
1-17-7	天板を1枚以上設けている構造であること。
1-17-8	廃液口を設けている構造であること。
1-17-9	ボールバルブを1個以上設け廃液ができる構造であること。
1-17-10	下段外形寸法はW500xD750xH800mm±50mm程度であり、床面とフラットになるように設置を行うことができる構造であること。
1-17-11	下段庫内には、台車がスムーズに収納ができる構造であること。
1-17-12	排気構造は背面、もしくは上部から排気ができる構造であること。

項番	技術的要件
1-17-13	廃液を保管するための排気構造であること。
1-17-14	リスクアセスメントを考量した設計であること。
1-18	排気フード型作業台は、以下の要件を満たしていること。
1-18-1	本体外形寸法は、W1600x750xH850/2250mm ±50mm（ダクト部分を除く）程度であること。
1-18-2	本体主要材質は、ステンレス製SUS304相当の耐久性及び耐蝕性を有する材質もしくはそれと同等以上のものであること。
1-18-3	本機器は、作業台及び排気フード型で構成されていること。
1-18-4	作業台は、以下の要件を満たしていること。
1-18-5	本体外形寸法は、W1600xD750xH850mm±50mm程度であること。
1-18-6	作業面を設けていること。
1-18-7	40x40mm脚とボールアジャスターを4セット以上設けていること。
1-18-8	排気フードは、以下の要件を満たしていること。
1-18-9	排気フードの外形寸法は、W1600xD750xH1400mm±50mm程度であること。
1-18-10	透明塩ビ樹脂製上下バランス扉を1枚以上設け、最大開口700mm±50mm程度及び制限開口400mm±50mm程度であること。
1-18-11	LED照明灯を2灯以上設けていること。

項番	技術的要件
1-18-12	LED照明灯は、昼光色（6500K）であり、広範囲発光は350度、定格寿命は40000時間以上のLEDであること。
1-18-13	LED照明灯用及び排気ダクト運転用スイッチを支柱部に1個以上設けていること。
1-18-14	排気構造は背面、もしくは上部から排気ができる構造であること。
1-18-15	排気風量は1512CMH以上の1次側必要設備にて、供給を受けることができる構造であること。
1-18-16	厚生労働省が推奨する局所排気装置の原理（囲い型構造）による排気構造であること。
1-19	排気付き染色流し台は、以下の要件を満たしていること。
1-19-1	本体外形寸法は、W2000xD850～1000xH800/1000mm ±50mm（ダクト部分を除く）であること。
1-19-2	本体主要材質は、ステンレス製SUS304もしくはそれと同等以上のものであること。
1-19-3	流し台を1槽設けている構造であること。
1-19-4	流し台外形寸法は、W1200xD400xH200mm±50mmであること。
1-19-5	シングルハンドレバー混合栓を1個以上設けていること。
1-19-6	3方向化学水栓を1個以上設けていること。
1-19-7	排水口を1個以上設けていること。また、排水口はトラップ付きであること。
1-19-8	バックガード部を設けていること。

項番	技術的要件
1-19-9	排気構造は背面から排気ができる構造であること。
1-19-10	40x40mm脚とボールアジャスターを6セット以上設けていること。
1-19-11	観音扉を2枚以上、本体下部に設けている構造であること。
1-19-12	排気風量は3300CMH以上の1次側必要設備にて、供給を受けることができる構造であること。
1-19-13	厚生労働省が推奨する局所排気装置の原理による排気構造であること。
1-20	キシレン・アルコール用保管庫は、以下の要件を満たしていること。
1-20-1	本体外形寸法は、W1100xD800xH1500mm ±50mm程度であること。
1-20-2	本体材質はステンレス製SUS304もしくはそれと同等以上のものであること。
1-20-3	扉の開閉方式は、観音扉開閉方式の構造であること。
1-20-4	庫内は、台車がスムーズに収納ができる構造であること。
1-20-5	取っ手を2か所以上設けていること。
1-20-6	鍵を1か所以上設けていること。
1-20-7	有機溶剤等を保管するための構造であること。
1-20-8	リスクアセスメントを考量した設計であること。

項番	技術的要件
1-21	排気付きキシレン・アルコール用保管庫は、以下の要件を満たしていること。
1-21-1	本体外形寸法は、W1100xD800xH1500mm ±50mm（ダクト部分を除く）程度であること。
1-21-2	本体材質はステンレス製SUS304もしくはそれと同等以上のものであること。
1-21-3	扉の開閉方式は、観音扉開閉方式の構造であること。
1-21-4	固定式の棚板を1枚以上設けていること。
1-21-5	排気構造は背面、もしくは上部から排気ができる構造であること。
1-21-6	取っ手を2か所以上設けていること。
1-21-7	鍵を1か所以上設けていること。
1-21-8	有機溶剤等を保管するための排気構造であること。
1-21-9	排気風量は240CMH以上であり、1次側必要設備にて供給を受けることができる構造であること。
1-21-10	リスクアセスメントを考量した設計であること。
1-22	排気付き保管庫(マッペ用)は、以下の要件を満たしていること。
1-22-1	本体外形寸法は、W900xD450xH1500mm ±50mm（ダクト部分を除く）程度であること。

項番	技術的要件
1-22-2	本体材質はステンレス製SUS304もしくはそれと同等以上のものであること。
1-22-3	扉の開閉方式は、観音扉開閉方式の構造であること。
1-22-4	ステンレスSUS304製の落下防止バー付き可動式棚を1枚以上、もしくは固定式の棚板を16枚以上設けていること。
1-22-5	排気構造は背面、もしくは上部から排気ができる構造であること。
1-22-6	取っ手を2か所以上設けていること。
1-22-7	鍵を1か所以上設けていること。
1-22-8	マップ(285x340サイズ)を保管するための排気構造であること。
1-22-9	排気風量は240CMH以上であり、1次側必要設備にて供給を受けることができる構造であること。
1-22-10	リスクアセスメントを考量した設計であること。
2-1	設置条件
2-1-1	本院の指示された場所に正確に設置すること。
2-1-2	本院が用意した1次側設備以外に必要な排気ダクト、電源設備、給排水設備があれば、落札者において用意すること。なおこれに要する費用は、本調達に含まれるものとする。
2-1-3	納入時の作業日程と体制を提示すること。設備工事は、納期、工事期間のスケジュールについて、事前に打ち合わせを行い、そのスケジュールに従い完了すること。
2-1-4	本院が用意した1次側必要設備からそれぞれ必要な機器に配管を施すこと。

項番	技術的要件
2-1-5	搬入については、本院施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うように努め、必要があれば納入経路に養生等を施すこと。なお、納入の際には落札者が必ず立会い、万一、本院の建物、設備等に損傷を与えた場合は、落札者の責任において現状に復するものとする。
2-1-6	物品の搬入、据付、配管、配線、既存設備との接続、調整については、本院の業務に支障をきたさないように配慮し、本院との協議のうえその指示に従うこと。
3-1	導入における留意事項は以下の要件を満たすこと。
3-1-1	作業従事者に対し、立ち入り制限区間、事故、異変等の緊急時の対応、職員等への接遇について十分指導すること。
3-1-2	作業にあたっては、本院内の環境美化に努めること。
3-1-3	事故・問題が発生した場合は速やかに報告し対応すること。
4-1	検査
4-1-1	納入検査：機器納入据付完了試運転調整後、本職員立会いの下、全品器機の動作確認を行うこと。
4-1-2	証明書・資料等：本院が労働安全衛生法第88条（計画の届出）に関する労働基準監督署への届出を行うために必要な製造メーカーとして提出すべき機器に関する書類一式を作成すること。
4-1-3	機器の取扱説明書は、日本語版で1台につき各2部ずつ提供すること。
4-1-4	機器の取扱説明会は本院が指定する日時、場所で行うこと。
5-1	保守体制

項番	技術的要件
5-1-1	本調達機器（以下「機器」という）の修理、部分供給、その他のアフターサービスに対しては速やかに対処すること。
5-1-2	導入検査確認後、1年間は通常の使用により故障した場合の無償修理に応じること。
6-1	障害支援体制
6-1-1	障害時において復旧のための通報を受けてから迅速に現場対応できる体制であること。
7-1	地震時の耐震対策
7-1-1	機器の転倒、移動を防止するため床置き各装置は、アンカー・固定金具により床又は壁に固定を職員と相談し行うこと。
7-1-2	架台等に設置する機器は落下防止のため固定を職員と相談し行うこと。
8-1	見積の範囲は、以下のとおりとする。
8-1-1	構成機器・設置に伴う諸工事の費用。
8-1-2	搬入、据付、調整、及びこれに必要な一切の経費。
8-1-3	医療法、関係法令等の申請に係る諸経費。
8-1-4	その他、本入札に係る諸経費。